

広島県告示第648号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成26年10月9日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 竣功認可年月日

平成26年10月1日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

今治造船株式会社

愛媛県今治市小浦町一丁目4番52号

(2) 代表者の氏名

代表取締役 檜 垣 幸 人

3 埋立区域

(1) 位置

三原市幸崎能地二丁目2859番11、2860番5及び2783番6の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑪の地点を結んだ線により囲まれた区域。

①の地点 広島県三原市幸崎町大字能地字内山451番の国土地理院三等三角点
「大山」（北緯34度20分41秒2525，東経133度02分42秒7825，標高
242.26m）から182度47分09秒829.91mの地点

②の地点	①の地点から	203度59分03秒	20.48mの地点
③の地点	②の地点から	224度17分20秒	137.18mの地点
④の地点	③の地点から	322度57分15秒	80.57mの地点
⑤の地点	④の地点から	53度04分52秒	79.29mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	53度04分57秒	3.13mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	53度17分21秒	2.52mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	142度38分02秒	1.36mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	53度13分42秒	2.09mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	322度38分31秒	1.36mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	53度16分22秒	39.17mの地点

(3) 面積

9,797.37平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成25年10月28日 広島県告示第802号

（平成25年10月18日付け指令港振第96号で免許）

- 5 法第22条第3項の市町名
三原市